

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、年 月 日付アイテムを選択してください。によりお申込みいただきました発電設備等（以下、「当該発電設備等」といいます。）の接続に係る契約について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 申込内容

発電者の名称	〇〇株式会社		
発電設備設置場所住所	沖縄県〇〇市〇〇		
発電設備種別	〇〇〇	最大受電電力	〇〇kW
その他自家発電設備等	〇〇〇		
管理番号（弊社管理用）	〇〇〇		

2. 当該発電設備等の系統連系可否

アイテムを選択してください。

3. 工事費負担金

(1) 当該発電設備等の設置にかかる工事の概要は、以下のとおり。

①工事概要：〇〇〇〇〇等の工事

②工 期：約〇〇ヶ月

なお、本工事が当社の責めによらない理由により遅延する場合には、竣工予定日が変更となる場合があります。

(2) 工事費負担金は、以下のとおり。

・¥〇〇〇,〇〇〇。—（消費税等相当額¥〇,〇〇〇。—を含む）

なお、内訳については、別紙「工事費負担金のお知らせ」を参照のこと。

(3) 貴社は、(2)の工事費負担金を以下の支払期日までに支払うものとし、弊社は、その全額を受領した後、(1)の工事に着手する。

・支払期日：〇〇年〇〇月〇〇日

4. 系統連系に係る契約の成立について

弊社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、弊社の電力系統への連系を認め、貴社との系統連系にかかる契約は、年 月 日を以って成立しました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。

- ・当該発電設備等の設置にかかる工事費負担金を弊社が定める支払期日までに貴社が支払わない場合
- ・弊社からの求めに応じ、出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を貴社が講じない場合
- ・特段の理由がないにも関わらず受給開始予定日を経過してもなお、貴社が当該発電設備等の運転を開始しない場合

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく系統連系にかかる契約の場合は以下のいずれかに該当する場合も含まれます。

- ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると弊社が判断した場合
- ・再エネ特措法第9条および第10条に基づき経済産業大臣から受けた認定（以下、「認定」という。）の効力が失われた場合
- ・接続契約が成立して相応の期間経過してもなお貴社が認定を取得しない場合

以 上